

# 破砕業変更届出書の記入要領等

## 1 届出者欄

- ・個人にあつては、住民票上の住所、氏名を記入して下さい。
- ・法人にあつては、登記事項証明書にある本店の所在地、名称（商号）、代表者の職名及び氏名を記載して下さい。

(個人例)	(法人例)
新宿区△△町一丁目2番地3号 新 宿 太 郎	新宿区△△町一丁目2番地3号 〇〇金属株式会社 代表取締役 環 境 太 郎

## 2 条文欄

「 年 月 日付け第 号で許可を受けた・・・」は、許可年月日及び許可番号を記入して下さい。

## 3 変更欄

- ・変更内容で変更前を旧欄に変更後を新欄に記入して下さい。
- ・変更の理由欄の変更月日は理由発生日を記入して下さい。
- ・変更の理由欄の変更事項は（ ）の中の該当事項を○で囲んで下さい。

(例) 平成29年7月1日付け第2013400×△□◇号で許可を受けた・・・

変更の内容	新	旧
	〇〇自動車解体(株)△△営業所	〇〇自動車解体(株)◇△営業所
変更の理由	変更年月日：令和元年4月3日 変更事項：法律第68条第1項第 3 号 (1氏名・名称・住所・代表者 ③事業所の名称及び所在地 4 役員 5法定代理人 6施設の概要 7省令) (理由)事業所の統廃合による事業所の名称変更	

## 4 変更事項が多数ある場合

変更事項が多数ある場合は、変更事項ごとに変更の内容（新・旧対象）及び理由欄をまとめて別表を作成してください。

## 5 変更届の提出と事前計画書又は変更許可

許可した事項で、次頁に示す事項に変更が生じた場合は、添付書類を添え速やかに変更届を提出して下さい。また、事業所、施設についての大幅な変更がある場合は、工事着工前に予め事前計画書の提出をお願いします。

なお、事業範囲（圧縮・せん断・破砕）の変更（法律第68条第1項第2号の変更）は変更許可申請が必要となり、変更届とは手続が異なりますのでご留意願います。

## 6 受付時間及び届出先

(1) 受付時間 午前9時から11時30分まで、午後1時から3時まで

(2) 申請先

○東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎19階北側

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課自動車リサイクル担当 電話 03-5388-3571

○東京都立川市錦町4-6-3 立川合同庁舎3階

東京都多摩環境事務所廃棄物対策課審査担当 電話 042-528-2693

※八王子市又は町田市内で引取業を営む場合は、各市役所にお問合せください。

八王子市：八王子市役所ごみ減量対策課

電話 042-620-7256

町田市：町田市役所資源循環課

電話 042-797-2733

## 破砕業変更届出書の添付書類

### 1 届出部数

2部（正本（提出用）と副本（届出者控え・副本は正本の複写でも可））

### 2 変更事項と添付書類

- ・直近の許可証の写し
- ・本人確認書類（許可証原本又は印鑑証明書（個人の場合は住民票でも可））
- ・下表の変更内容に応じた書類

変更事項及び内容	添付書類
(氏名、住所等の変更) 1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ※許可証の書き換えになりますので新しい許可証送付用のレターパックプラス（申請者の宛先記載済のもの）も提出してください。	[個人の場合] 住民票（本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの。以下同じ。） [法人の場合] ・定款及び履歴事項全部証明書 ・欠格要件に該当していない旨の誓約書（代表者の変更がある場合に必要）
(事業所の変更) 3号 事業所の名称及び所在地 ※新設の事業所については、変更届に先立ち事前計画書を提出願います。	施設の所有権又は使用権原を証する書類 (1) 土地建物の登記事項証明書 (2) 公図の写し (3) 賃貸借契約書の写し（借地等の場合に必要） 施設の構造を明らかにする図面等 (4) 平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取図（事前計画書で提出済みの書類は省略可）
(役員等の変更) 4号 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）並びに使用人の氏名及び住所	(1) 法人事業者の履歴事項全部証明書（使用人の変更の場合には不要） (2) 住民票の写し（新規の役員等について） (3) 登記事項証明書（後見登記※。新規の役員等について） (4) 欠格要件に該当していない旨の誓約書
(法定代理人の変更) 5号 事業者が未成年者である場合で、その法定代理人の氏名及び住所	(1) 法定代理人の住民票の写し (2) 法定代理人についての登記事項証明書（後見登記※） (3) 欠格要件に該当していない旨の誓約書
(施設の変更) 6号 事業の用に供する施設	変更する部分について、3号と同様の書類 （※大幅な変更の場合は事前計画書を提出願います。）
7号 主務省令	
① 標準作業書	変更後の標準作業書の写し
② 解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可	当該許可証の写し（変更許可等を含む。）
③ 積替え又は保管施設の、イ)所在地、ロ)面積、ハ)保管量の上限。	積替え又は保管施設について、3号と同様の書類 （※事前計画書を提出願います。）
④ 廃棄物処理法15条の施設許可	変更後の当該許可
⑤ 法人事業者の場合で、発行株式総数の5/100以上の株主、出資額5/100以上の出資者（左記において株主等という）	(1) 住民票（個人株主等）、履歴事項全部証明書（法人株主等） (2) 登記事項証明書（個人株主等についての後見登記※） (3) 欠格要件に該当していない旨の誓約書（株主等を記載） (4) 保有株式数又は出資額を記した書類
⑥ 個人事業者の場合で、政令で定める使用人	(1) 住民票 (2) 登記事項証明書（後見登記※） (3) 欠格要件に該当していない旨の誓約書（使用人を記載）

注 公的証明書等は発行後原則3ヶ月以内のものとしします。

※ 住民票は本籍の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを用意してください。

※ 後見登記に関する法律第10条第1項に規定する証明書で、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことを証するものです。法務省の法務局が交付しています。